

平成 27 年度(2015 年度) 第 5 回箕面市都市計画審議会 議事録

●日 時 平成 28 年 3 月 29 日(火曜日)
午前 10 時 開会 午後 0 時 15 分 閉会

●場 所 箕面市議会委員会室

●出席した委員

委 員	木多 道宏 氏	委 員	武智 秀生 氏
委 員	高橋 明男 氏	委 員	田中 真由美氏
委 員	滝口 広子 氏	委 員	林 恒男 氏
委 員	寺内 勇 氏	委 員	森 章 氏
委 員	弘本 由香里氏	委 員	杉立 利彦 氏
委 員	稲野 一三 氏	委 員	鈴江 利奈子氏
委 員	内海 辰郷 氏	委 員	原 智 氏
委 員	神田 隆生 氏		

委員 15 名 出席

●審議した案件とその結果

- 案件 1 北部大阪都市計画公園（新船場東公園）の変更について【付議】
賛成多数につき、原案どおり議決
- 案件 2 北部大阪都市計画桜井駅前地区地区計画の決定について【付議】
全員賛成につき、原案どおり議決
- 案件 3 箕面市景観計画の変更について【諮問】
全員賛成につき、原案どおり答申

●事務局（岡本）

定刻になりましたので、ただ今から、平成 27 年度第 5 回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

まず始めに、マイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しており、後の議事録作成にも影響がございますのでよろしくお願い致します。

各委員におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押してからご発言をお願いいたします。次のかたが発言される場合には、次に発言されるかたがご自分の前の青いボタンを押していただきますと先にお話しいただいたかたのマ

イクの電源が自動的に切れるようになっております。なお、会議の進行をしていただきます議長のマイクは常時つながった状態になっておりますので、よろしくお願い致します。

なお、増田会長におかれましては、ご都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、本日の議事進行につきましては、箕面市都市計画審議会設置条例第 5 条第 3 項の規定により、木多委員に会長の職務代理をお願いしております。

それでは木多委員、議事進行をよろしく申し上げます。

●木多会長職務代理

皆さんおはようございます。本日は、委員の皆様がたにおかれましては、公私何かとご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また平素は、本審議会の運営に対しまして、格段のご支援ご協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

さきほどご紹介いただきましたように、本日増田会長がご欠席ということで、条例の規定によりまして、私が代理で進行することになっております。よろしくお願いたします。

それではこれより平成27年度第5回箕面市都市計画審議会を進めて参ります。事務局より所定の報告をお願いいたします。

●事務局（岡本）

定足数の確認についてのご報告をいたします。

本日の出席委員は、委員18名中15名でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立いたすものでございます。

なお、増田会長の他、小枝委員より欠席する旨のご連絡がありましたことを併せてご報告申し上げます。以上でございます。

●木多会長職務代理

ありがとうございました。本日は、付議案件2件、諮問案件1件についてご審議いただく予定でございます。

審議は午前11時30分頃を目途に終了したいと考えておりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

それでは、本日の審議の進め方につきまして、お諮りいたします。

本日の案件のうち、案件2及び案件3はいずれも桜井駅前地区に関する案件でありますことから、一括して説明を受け、その後質疑を行い、各案件ごとに議決を行う形で進めて参りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

ありがとうございます。それでは、そのように進めて参ります。

それでは、まず案件1「北部大阪都市計画公園（新船場東公園）の変更について」を議題といたします。これは付議案件でございます。

本案件について、市より説明をお願いいたします。

案件1 北部大阪都市計画公園（新船場東公園）の変更について【付議】

●市（地域創造部北急まちづくり推進室 鈴木参事）

<案件説明>

●木多会長職務代理

ありがとうございます。ただいまのご説明につきましてご質問ご意見等お受けいたします。

はい、神田委員お願いたします。

●神田委員

ひとつはこの区画整理事業についてなんですが、区画整理事業の事業計画ですね、公共減歩、保留地減歩、減歩率等含めて事業計画がいつ頃明らかになるのかということや、都市計画審議会では区画整理事業の審議をすることがあるのかどうか。事業計画が明らかにならない段階で今の時期にこの公園の廃止という都市計画の手続きを行うと、いうことについてもご説明いただきたいと思うんですが。

●木多会長職務代理

はい、お願いたします。

●市（地域創造部北急まちづくり推進室 岡本室長）

地域創造部北急まちづくり推進室の岡本と申します。どうぞよろしくお願いたします。まず第1点目の区画整理事業の事業計画ですけれども現在準備組合が検討されておられるところです。今後の予定といたしましては夏までに認可申請、それから本組合の設立等予定されておりますので夏までには明らかになるものと考えております。この土地区画整理事業

につきましては、組合施行で考えておりますので都市計画審議会でご議論いただくというのは、土地区画整理事業そのものについてはないのかなと考えております。事業計画が今検討されている中でというお話なんですけれども、今回お願いしておりますのは、公園の都市計画決定の位置づけをはずすということで、都市公園法の公園としては位置づけが残るものと考えております。ですので、公園としての機能はできるだけ残していくんですけども今後土地区画整理事業を進めていくために、その手続きを進めていくためにまずは都市計画決定の位置づけをはずしていただきたいというお願いをしているものでございます。以上です。

●木多会長職務代理

はい、いかがでしょうか。

●神田委員

それから2点目にはまちづくりへの住民参加ということなんです、この公園を廃止するということについては説明会があったという報告がありましたが、この新たなまちづくりをどう進めていくのかということやそれへの市民意見の反映とか、機会がどのように考えられているのかご答弁いただきたいんですが。

●木多会長職務代理

お願いします。

●市(北急まちづくり推進室 岡本室長)

まちづくりに対する市民参加ということですが、この1月9日に公園の説明会を開始する前、午前中にですね、土地区画整理事業の準備組合が土地区画整理事業についての説明を周辺の住民さんに対してされています。出席者もおよそ同じくらいの70名強ということはお聞きしております。また、市におきましてもこれまで北大阪急行線の延伸の出張説明会におきましてまちづくりも同時に説明させていただいて市民のかたからご意見を賜り意見交換等させていただいている、という状況がございます。今船場のまちづくりにおきましては地権者の皆さんが

中心になってマスタープランをつくられたり、土地区画整理事業に自らですね、手を付けられたりということですので、今後も随時、説明会等を行うタイミングというのが準備組合はじめ、あると思いますけれども、今後も出張説明会をはじめですね市民の皆さんにご説明しながら、またご意見いただきながら進めて参りたいと考えております。以上でございます。

●木多会長職務代理

神田委員お願いします。

●神田委員

ほとんど市民の皆さんの参加のない閉ざされた、ある意味ではまちづくりということになっていきますんで、市民の皆さんの声を受け止める機会をたくさん設定してそれを尊重してまちづくりに反映させるということを求めておきたいと思えます。それで、このまちづくりの中には大阪大学の箕面キャンパスの移転やさらに旧外大の図書館の移転それを箕面市が船場の既存の図書館を廃止してそれと合体した図書館をつくると、そんなことも含めて様々な、市が進めていく市民ホールも含めて事業が盛りだくさんに盛り込まれているという内容になっていきますけれども、それらについてもですね市民意見の反映を求めていきたいと思うんですが、その点についてはどうお考えでしょう。

●木多会長職務代理

はい、お願いします。

●市(北急まちづくり推進室 岡本室長)

先ほどご説明させていただきましたとおり、閉ざされた中で事業を推進しているとは考えておりません。この土地区画整理事業も企業市民といいますか、船場団地組合の地権者のかたがされているものですので、市が中でどうこうというわけでもございません。これまでどおり出張説明会それから公園の説明会をさせていただきましたとおり、これからも市民のかたにも責任を持ってですね説明をし

て参りますし、ご意見を伺って参りたいと考えております。以上でございます。

●木多会長職務代理

神田委員お願いします。

●神田委員

その点では区画整理組合の中でもこの公園の用地以外にも箕面市が買ってある土地もありますし、当然道路用地も含めて区画整理をしていくということになりますからたぶん箕面市が一番大きな権利者になるんじゃないかなと思うんですけど、その点についてはどうでしょう。

●木多会長職務代理

どうぞお願いします。

●市(北急まちづくり推進室 岡本室長)

今のところですね、船場団地組合が一番たくさん土地をお持ちなんですけれども今後土地区画整理事業を進めていく中で市ももちろん地権者の一人ですので、これからも市民のかたにきっちり説明をするということについては準備組合とも話をしていきたいと考えております。以上です。

●木多会長職務代理

神田委員どうぞ。

●神田委員

繰り返しになりますけど、今言いましたように市が新たなまちの中核を担う様々な公共スペースの事業の推進者であるわけですし、それから土地をもった組合施行の事業の、組合員の中心的な一人として存在するわけですから市民参加という立場ですね、全体をリードしていくということを重ねて求めていきたいと思えます。

●木多会長職務代理

内海委員お願いします。

●内海委員

この公園の面積がどうなるのか。リニューアルは基本的に誰が考えていくのかについてお聞かせいただきたい。

●木多会長職務代理

はいお願いします。

●市(北急まちづくり推進室 岡本室長)

現在新船場東公園の面積は3700平方メートルほどございます。今後土地区画整理事業を進めた上で、従後におきましては同程度の面積をとりたいと思っておりますけれども、公共空間として、その中心となる空間を確保していきたいと思っているんですけれども公園としての指定、あるいは位置づけをどこまでするかというのを今後検討して参りたいと考えております。以上です。

●木多会長職務代理

はい、内海委員お願いします。

●内海委員

区画整理事業ですね、箕面市の場合には釈迦に説法だと思いますが、昭和40年代からやってきまして例えば、萱野の新都心ですね、萱野の新都心の区画整理でいきますと、あそこが非常に成功した、と私は思うのは、ペDESTリアンデッキ、デザインがどうのこうのじゃなくてペDESTリアンデッキを設けたり、川と広場がある、これが大きなポイントですよね。また次にあった小野原西はですね、どこにもない広い歩行者空間をとったと、ここが大きな決め手になっているんですね、ですから私は非常に空間というのが大事な位置づけだろうと。今回駅の方に移動されて大賛成です。やっぱり駅前ですね、ちょっと余談になりますが職員の頃にドイツに研修に行かせてもらったときに駅前に芝生とベンチだけの広大な緑地・公園があったんですよ。日本では考えられない、普通商業施設を考えるんですが。すごいなやっぱりドイツというのは都市計画すごいなと勉強させてもらったんですが、そういう意味ではこの公園、駅前にもってくる公園というのは大きな決め手になると思うんですよ。これについて、そういう方向で考えていると思うんですが、そういう空間として活かしていくという基本的な考えをもっておられるか、そのことをお聞きしたい。

●木多会長職務代理

どうぞお願いします。

●市(北急まちづくり推進室 岡本室長)

船場団地組合が安藤忠雄建築研究所に船場のまちづくりを行うにあたって公共空間、公共施設の配置のイメージそれからあり方というものを委託で出されまして市も市議会に補正予算を出させていただいてその半額となる400万円を負担するというのでさせていただいておりますけれども、現在その安藤忠雄建築研究所から成果が出てきておましてその中におきましては施政方針にもその写真は掲載されておりますけれども、駅前の所に大きな広場をとりまして、駅が南側にあるんですけれども区画整理事業のエリアが南北にあったとしましたら、北に今のイメージでは、阪大の校舎があるんですけれども、その前に大きな広場がございます。広場と広場をメインの動線となる通路がつなぐということが絵に描かれておまして、見晴らしのいい歩行者にとっても歩きやすい空間を確保していくということで成果報告書に出てきておりますのでこれからも船場団地組合、それから地権者のかたともお話し合いしながらそれを基本としながら今後のまちづくりの検討を進めて参りたいと考えております。

●木多会長職務代理

はい、内海委員お願いします。

●内海委員

最後にしますが、もう一点今朝もこちらに来る前にこの新船場東公園よってきました。残念ながら今のところゴミが散乱して今の公園は愛されているとは思えないですな。あんまり使われているとは思えません。やっぱり駅前だから心配ないと思うんですが、せっかくこの公園もですね、どう人が関わるかというのは非常に大きなソフト面では大事だと、そういう意味ではここ阪大来ますからね、阪大生で今箕面川なんか環境で取り組んでくれる学生もおりますわ、ですから最初の時から阪大生が中心になったんですね。公園を自分たちで清掃するボランテ

ィアチームをつくるようなことも是非阪大と協議していただきたいということを用意として申し上げておきます。以上でございます。

●市(北急まちづくり推進室 岡本室長)

新しい公園ができますと大阪大学もすぐ近くにくるということですので、今お話をしておりますのがエリアマネジメントということで、その公共空間をどうエリアの中の人間でですね管理をしていってうまく使うようにするかというお話をしております。公園につきましても掃除も含めてどんな風に賑わいを創出しているといいかということも大阪大学はじめ地権者のかたとお話をしていきたいと考えております。以上でございます。

●木多会長職務代理

ありがとうございます。他いかがでしょうか。林委員お願いします。

●林委員

今回廃止しようとしている公園のですね、新船場東公園というのはのぞいたことない。どんな遊具等が配置されていてですね、リニューアル後についてはどんな遊具が必要かどうかを考えておられるのか。また、市民への説明会された時にそういった遊具の話が出たかどうかも含めてお伺いしておきたいと思うんですが。

●木多会長職務代理

はい、どうぞお願いします。

●市(公園緑地室 六島室長)

みどりまちづくり部公園緑地室の六島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私から現状の公園の施設を答弁させていただきます。現状ですね、公園の面積先ほど答弁ありましたとおり、約0.4ヘクタールあるんですが、その中に主に南側に藤棚、藤棚の下にテーブル、ベンチが設置されています。そのほか、鉄棒、砂場、トイレ、幼児用の小さな滑り台が設置されております。それ以外の部分につきましてはグラウンドのような形になっているというのが公園の現況です。

●市(北急まちづくり推進室 岡本室長)

続きまして今後どういう整備をしていくかということと説明会でどんなご意見があったかということですのでけれども。説明会の中でも子どもさんが使われていると今後も使うことになるんじゃないかというお話がございました。今後どのような設備をといるところですが、お子さんが使われる地域のかたに使っていただくということをきっちりと認識をいたしまして、詳細の検討を行って参りたいと考えております。以上です。

●木多会長職務代理

はい、林委員お願いします。

●林委員

今後北急の仮称ですが新船場駅ができて、きっと若い世代のかたがたが結構住居としてこられると思うんですね。そういった場合にやっぱり小さな子どもさんが遊びやすい体を動かしやすいという公園に是非ですね市民の皆さんのご意見もしっかり聞きながら計画をしていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

●木多会長職務代理

他いかがでしょうか。稲野委員お願いします。

●稲野委員

ほとんどのかたが話されましたんで一点だけ聞きたいんですけど、今の公園は私はよく見るんですけどああいうイメージではなくて、空間を作るというのが一番の重点に置かれてされるんですか。ここはないんですけどその他の公園でよくフェンスありますよね、そういうイメージで移転後の公園を作られるのではなくて、その辺のイメージがあればお示し願いたいんですけど。

●木多会長職務代理

はいどうぞお願いいたします。

●市(北急まちづくり推進室 岡本室長)

あくまでイメージでまだ詳細決まっておられませんけれどもイメージということをお願いしたいんですけど、特に柵がある

ということではなくてオープンなスペースとして駅前を考えております。駅から出てきたところに新しい公園を含めてつくりたいと考えておるわけですのでけれども、それがグラウンドレベルのところでありまして、皆さんが自由に行き来できる空間となっていて子どもさんも親御さんも含めて夕方、土日には遊ばれることを考えて検討していきたいと思っております。特に閉ざされたというのではなくてオープンなスペースでいきたいと考えております。

●木多会長職務代理

他いかがでしょうか。杉立委員お願いします。

●杉立委員

お話もでておるんですけど、今回の公園というのはもっけの幸いな貴重なスペースだと、スペースとしてとらえるべきだと思います。このスーパーブロックでの再編計画においてはおそらく公共施設のオープンスペース当然あるでしょうし、3700平方メートルを線を引いて計画だと絶対考えるのではなくてこのスーパーブロック全体のオープンスペース計画を如何に魅力的なものとしてつくって結果的に最後相当分の面積を銜かなんかで区切りますという程度の方がいいんじゃないかという気がしています。私がちょっと関係した東大阪市の春宮住宅の再開発において新府立図書館の前の春宮公園というのを移設再編したのですが、そこでは府立公園のオープンスペースと春宮公園とを一体的に計画して総合的なオープンスペースとして組み込んだと、そんなことをやったことがあります。今回の公園についても全体のオープンスペースを一番大事に考えて結果的に最後は形をこう決めましたねという形になっていくといいと私は思っております。よろしく申し上げます。

●木多会長職務代理

どうぞお願いします。

●市(北急まちづくり推進室 岡本室長)

駅前空間に移設するというので、新しい船場地区の顔になるところですので、その立地特性も活かして、また地域のかたにも愛される機能もちゃんと付加をいたしまして生まれ変わりさせたいと思っておりますのでどうぞよろしく願います。ありがとうございます。

●木多会長職務代理

弘本委員願います。

●弘本委員

手短になんですけれども、防災的な面で、従前、従前というのは現在の公園がどういう役割を果たして、今後従後のオープンスペース化したときに防災的な面でどのような配慮がなされていくのかというところが抜けないように配慮をお願いしたいと思います。何かすでにお考えがあれば教えていただきたい。

●木多会長職務代理

はい願います。

●市(北急まちづくり推進室 岡本室長)

今この公園につきましては防災的な位置づけというのがございません。

箕面市といたしましては防災計画を策定するときに職員含めて防災の対応というのに必ずリソース人も含めて必要なわけですけれどもそれが限られておりますので、学校にいざとなれば皆さんが集まるという体制をとっておまして公園というものにつきましては防災的な位置づけはないという状態でございます。以上でございます。

●木多会長職務代理

他いかがでしょうか。委員のかたがたに重要なご議論いただいたと思います。大きくは一体的で連続した空間をどうふうに作っていくかという空間の問題、市民参加ですね市民参加というのはデザインに対して考えや希望を伝えたり、大学も関われるんではないかという意見もいただきました、それからやはり公園をきれいに維持していくという、維持の面も総合的な市民参加というご議論だったと思います。防災の面もご指摘いただき

まして市のご担当のかたからは前向きに考えながら進めていくとおっしゃっていただきましたので、是非そういうふうにご意見をいただければと思います。他にご意見等ないので、採決に入りたいと思います。神田委員願います。

●神田委員

基本的な立場として先ほど申し上げましたように市民参加をさらに十分に進めていただきたいと要望しておきたいのと、あと北大阪急行の延伸については当初80億円程度の市の負担であったものが、185億円ということや関連事業もですね大阪大学のキャンパスの移転さらに図書館の移転まで箕面市が関与してお金を出して今ある市民のための図書館と合体させた図書館を箕面市が作るというところまでふくれあがってきているわけで、そういう立場から北大阪急行線の延伸については反対の立場をとってきまして、この公園移転もその一体的な事業の推進の流れの中の一つですので、反対を表明をしておきたいと思います。以上です。

●木多会長職務代理

他にご意見等ございませんでしょうか。ご異議がございましたのでご意見をお伺いしたいと思います。

その他ご意見ございませんでしょうか。内海委員どうぞ。

●内海委員

先ほどの審議でも明らかになっておりますが、公園をこのように駅前に移転されてですね、非常に貴重な空間としてやられるということですから、基本的な方向、公園についても取り組んでおられるということで先ほどの審議を踏まえてですね是非進めていただきたいということで賛成の意見を申し上げておきます。

●木多会長職務代理

はい、ありがとうございます。では本案件について採決に入ります。「北部大阪都市計画公園(新船場東公園)の変更について」、付議案件が妥当と判断し、原案どおり議決いたしてよろしいでしょ

うか。賛成の方は、挙手願います。

ありがとうございます。賛成多数により、本審議会に付議されました「北部大阪都市計画公園（新船場東公園）の変更について」は、原案どおり議決いたします。

続きまして、案件2「北部大阪都市計画桜井駅前地区地区計画の決定について」及び案件3「箕面市景観計画の変更について」、一括して市より説明をお願いします。

案件2 北部大阪都市計画桜井駅前地区地区計画の決定について【付議】
案件3 箕面市景観計画の変更について【諮問】

●市（みどりまちづくり部まちづくり政策室 上岡参事）

<案件説明>

●木多会長職務代理

ありがとうございました。それではただいまの説明に対してご質問ご意見ございましたらお受けいたします。はい、神田委員お願いいたします。

●神田委員

元々説明がありましたように駅前広場をつくるということが最初の目的だったわけですが、順番からするとはじめにマンション建設ありきとということになってまして、そういう意味では駅前広場を今後どう進めるのかということで平成29年度以降という計画になっていますが、この点について今後の駅前広場づくりを関係地権者との合意を広げながらどう進めていくのかということについてご答弁いただきたい。

●木多会長職務代理

お願いします。

●市（地域活性化室 堤室長）

地域創造部地域活性化室堤でございます。よろしく申し上げます。

委員おっしゃられましたのは駅前広場どちらかといいますと駅前ロータリー、

車が入ってくるロータリー部分のことかと思えます。今回の説明の中にもございましたとおり、まずは区画整理の中のプロムナード並びにあくまでイメージですけれども、車が走るロータリーの南側の部分で今現在土地開発公社から市へ買い戻した部分での整備を先行しまして平成28年度までに仕上げたいと思っています。その後ですね、平成29年度以降に事業化等をどうするかというところの、もう一度判断があるかと思えますけれども、それまでに駅前広場ロータリーの形等につきまして関係機関等の協議が終わり次第地元にも皆様がたにも説明しながらどこかで事業化という判断されるものと、あくまでも29年度以降にそういう判断をしていくものと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

●木多会長職務代理

はい神田委員申し上げます。

●神田委員

29年度以降に事業化ということですが駅前商店の皆さんとの話は個々の協議も含めて現在どう進めていっているのか。駅前の皆さんの引っ越し場所の一つとしてプロムナードの下にある一般街区、ここを市が、公社が購入した土地の換地場所ということになっていますので、それとの関係でもですねどういうふうな29年度以降の事業化に向けて協議が進んでいるのか、その辺の所をご説明いただきたいのですが。

●木多会長職務代理

はいお願いします。

●市（地域活性化室 堤室長）

現在ですね今までにつきましては、プロムナードですとか再整備計画に基づいて進めていっておりますということにつきましては、地元商店会並びに関係自治会または今委員ご指摘のロータリーの中に現在お住まいになられたり商売されているかたがたに現状報告という形でご説明させていただいているところでござい

ます。今お話ありましたように具体的に事業化の時には用地等のご協力をいただくことになるんですけども、その際にご希望されるかたについては今ありましたプロムナードの南側の公社所有の土地につきまして代替地として考えておりますということでありまして、代替地が必ずしもここでないといけないということでもなく、例えばですけども駅から少し離れたところで静かなところで住みたいという方もいらっしゃるから市の持っている所有地等提供させていただいて、なるべく地権者のかたがたのご意向に沿っていききたいなと今のところ考えているところでございます。また、今後ですね、実施設計をしていますプロムナード並びに駅前広場等の内容につきましても、ほぼ固まった段階で地元さんには説明して参りたいと思っておりますし、また駅前のロータリーの部分につきましても今、関係機関とも協議中でございますので、概ね例えば大阪府警本部とかです。ねそこら辺の関係機関でこの内容であれば問題ないだろうという段階で地元さんには説明に入っていきたい。あわせて将来の事業等についても地権者さんのご意向等をお伺いしていききたいなと思っております。よろしくお願ひします。

●木多会長職務代理

はい神田委員どうぞ。

●神田委員

現在一般街区、換地後の一般街区ということで今ご説明ありましたような代替地として公社が抱えている土地のところで、現在営業をされているわけですね、現在営業されている商業者の皆さんが店舗住宅複合ビル用地ということでマンション建設が進んでいるわけですけども、あそこの1階部分に入られるのか入られないのか、一つの店舗は入られると聞いていますけれどもその他の皆さんが現在営業されている一般街区のところで営業されている皆さんが、今後営業を継続で

きるのか継続できないのか、市としてつかんでおればご答弁いただきたいんですが。

●木多会長職務代理

はいお願いします。

●市（地域活性化室 堤室長）

今の話、地区の東側で行ってあります土地区画整理事業でプロムナードのところから線路の間で現在商売されているかたがたの動向かと思えますけれども、今回これは民施行の区画整理事業ということでしてマンションの1階部分の権利を取得されて何店舗かは動くということですが、まだ詳細に私どもには何店舗が、ここここが確実に入るとかそのような詳細については私どもの方もきっちりとは把握していない状況でございます。

●木多会長職務代理

はい神田委員どうぞ。

●神田委員

その点については、商業者の皆さんが営業がこの場所であるということで希望されておられるのであれば市としてもそれなりの支援を考えていただければということ要望しておきたいと思うんですが。それとプロムナードについては建築基準法上の道路という位置づけも説明されていたと思うんですが、そういう点でプロムナードの中で道路の部分とそれ以外の部分の仕様といいますかどんな材質を使って仕上げるかとかいうような点で現在どのように検討されているんでしょうか。

●木多会長職務代理

どうぞお願いします。

●市（地域活性化室 堤室長）

委員お話ございましたとおりプロムナードにつきましては概ね幅員として9メートル程度考えております。マンション側から順番に申し上げますと9メートルのうち約2メートルがマンションの敷地ということで公開空地的にご提供いただけると、それからその下に3メートルほどの緑地がございます。緑地につきましては今現在行われている土地区画整理事

業によって生み出された3メートルの緑地でございます。また残りの4メートル、南側につきましては今現在は区画整理事業が進んでいるところでございますが、換地処分された暁には土地開発公社から箕面市が幅員4メートルで買い戻しまして市の道路事業として道路を作るという内容的にはそういう位置づけになっています。従いまして道路法による道路というのは一番南側の4メートルの部分が道路法にいう道路ということになってきますのでその4メートルの部分につきましては建築基準法上の道路ということになってまいります。また委員からご質問ございました仕上げにつきましては、内容的にはマンションの敷地であったりとか緑地であったりとか道路法の道路ということではございますけれども、駅前広場とプロムナードは一体的に景観に配慮しながら統一されたような仕上げにしていきたいと考えているところでございます。

●木多会長職務代理

神田委員どうぞお願いします。

●神田委員

それから、駅前のロータリーの部分にですね、コミュニティバスが乗降客の乗り降りをするために中に入れるようにするべきではないかとこれまでも指摘をしているんですが。当初の絵では北側の道路側に乗り降りの場所が設定されていたと思うんですが、その点については現在どのように検討されているのかご答弁お願いします。

●木多会長職務代理

どうぞお願いします。

●市（地域活性化室 堤室長）

おっしゃるとおり、当初、イメージで描いていた時にはオレンジゆずるバスにつきましては区画整理、ロータリーの北にある一番通りと言われる道路のところで今現在あるバス停と似たようなところでということでは絵は描いておったんですけども、駅前広場の形を検討していく中でオレンジゆずるバスを具体的にロー

タリーの中で発着場を設けるということであれば、それは設置可能な形での形態という形は視野に入れて今検討しているところでございます。しかしながらオレンジゆずるバスを具体的にどこにバス停を持って行くかというのは今現在交通政策室もですね、実際駅を降りてオレンジゆずるバスを利用される方がどれだけいらっしゃるのか、実際の利用者の状況等をみながら具体的にバスをどうしていくかということ今後考えていきたい。

●木多会長職務代理

神田委員どうぞ。

●神田委員

桜井停車場線側の歩行者の安全ということで地元説明会や議論の中で壁面後退ということで一定歩道的なスペースを確保するというようになっておりますけれども、その点とあわせて踏切の所ですね、電車が来ると歩行者の皆さんが電車待ちで滞留されるところの安全、いずれにしても停車場線の安全についてどのように改善されるのかご答弁お願いします。

●木多会長職務代理

どうぞお願いします。

●市（地域活性化室 堤室長）

区画整理事業の東側に南北に走っています道路が桜井停車場線といわれる道路でございます。また区画整理事業に面した部分でマンションに面した部分につきましてはマンション事業者の協力をいただきまして、ここも南側プロムナード同様に歩行者が自由に通れる空間として開放していただけるというお話になっていきます。仕上げにつきましても現在プロムナード同様の仕上げをしていただくようお願いをしているところでございます。また、プロムナードは当然9メートルの幅で歩行者が自由に通れるんですけども、プロムナード南側土地開発公社に換地される予定の土地につきましても桜井停車場線に面した部分については一定後退してですね、そこも市の方で買い戻して道路として仕上げるところでござい

す。今現在はご存じの通り桜井停車場線につきましては東側には歩道がございますけれども西側には歩道がないという状況で、今回区画整理事業を行うにあたりましては車道幅員も一定8メートルを確保し、また踏切から北側につきましては今申し上げたような形で今までなかった歩道空間をきっちり確保していくと考えているところです。また、停車場線全体の歩行者の安全等につきましては先の議会等でも議論なされたとおりで、今現在桜井停車場線の交通量とかです車線の動向等につきまして調査結果があがってきておりますので、その内容を踏まえながら一方通行等も視野に入れながらそれも一つの手段としていろんな角度から何らかの措置を打って停車場線の安全対策について今回の再整備と同時に仕上げていきたいと考えています。

●木多会長職務代理

他いかがでしょうか。武智委員どうぞ。

●武智委員

桜井の風情あるまちなみを大切にこれから進めていくとおっしゃってますね、私は景観もそうですけど人の温もりとか人情というんですかそういった思いというものを開発に入れてほしいと、というのは私よく桜井のスーパーマーケット歩くんですよ。「いらっしゃいませ」とか、昔ながらとさっきでてましたけど、やっぱりそういうので店主に「どうするんですか」と確認したら「ちょっと」と返答なかったね、大人ですんで。やっぱり僕と同じように考えている温もりとか人情感じているかたって市民でも多くいらっしゃると思うんですけど。本当に細かく丁寧にやって、もう、寸分ぬかりないという感じですけどもそういう本当にエモーショナルな部分、やっぱり世界でもいろんな都市見ててもいろんなさっきおっしゃってましたけれども、開発しても残すところというのは人間の一番大事なそういう愛とか人情とかそういうものが感じられるようにそう

いう形の取り組みも行っておられると思いますけれども、その辺に対するお考えを確認していきたいと思います。

●木多会長職務代理

はいどうぞお願いします。

●市（地域活性化室 堤室長）

委員ご指摘のとおりですね、桜井駅周辺というのは大きな店舗というよりも個人経営の店舗のかたがずっと続けられてきたという歴史経過がございます。それがいっぺんに変わるとは考えにくいんですけども、個々の店主のかたがたがですすねもっと人が集まってなんとか商売も繁盛していくような形につなげていきたいという思いは市もございます。今お話あったように中心市街地活性化の関係もございまして市ではTMOに、今まで箕面駅前だったのを桜井駅前にシフトしまして連合商店会等ともですすねタッグを組み合わせながら、最近では月に一回ほどですすね桜井駅前でマルシェというのをやりまして桜井駅前の商店等をどんどんPRしていきながら。またこのような再整備で賑わいをもたすことでどんどん変化していった桜井全体が盛り上がっていくんじゃないかと、委員がおっしゃるような人情とかですすね、商売されているかたがたの活気につながっていくものじゃないかと考えているところがございますのでよろしくお願ひいたします。

●木多会長職務代理

他いかがでしょうか。杉立委員どうぞ。

●杉立委員

再度ご説明いただきたいんですが、プロムナードの幅員が9メートルだということ、そのうちの2メートルと3メートルと4メートルの3段階構成に分かれているというご説明だったんですけどもう一度ご説明お願いします。

●市（地域活性化室 堤室長）

今回土地区画整理事業を民間施行で行っております。区画整理事業として、ざくっとお話ししますと北側のマンションの敷地と南側の土地開発公社に換地され

る土地の間に区画整理事業としての基準として約3メートルの緑地を生み出すことになっています。その3メートルの緑地、位置づけとして緑地、がございまして、その北側にマンションの敷地があるんですが、マンションの計画の中で約2メートルほどマンションの敷地であるんですけど賑わい創出のために2メートルの公開というか一般の方が通れるような2メートルの空間を設置されると、その2メートルに面してマンションの1階には店舗が並ぶという感じで考えているところでございます。そこで、真ん中に3メートル、北側に2メートルという幅員で5メートルができます。そのうち、緑地の南側に、土地開発公社の土地として換地されるんですけど、そこをさらに4メートルほど買い戻しまして道路を整備して上から2メートル、3メートル、4メートルあわせて9メートルのプロムナードという形になると考えております。

●木多会長職務代理

はいありがとうございます。

●杉立委員

構成はわかりました。今回の地区計画ではプロムナードに対する壁面後退が計画されているわけですけども、こういうまちづくりの関係で壁面後退手法というのはごく一般的にとられている手法ではあるんですけども、今の段階で9メートルの空間が担保されていると、それに対してさらに50センチずつバックしてほしいと、ということはトータル10メートルの空間量を確保した方がいいだろうという判断にお立ちになったというふうに理解できるんですけども、そういうお考えでよろしいのでしょうか。50センチの壁面後退の意味合いというのがどういう判断に基づいてお作りになられたのかお聞きしたいというところです。

●木多会長職務代理

どうぞお願いします。

●市（まちづくり政策室 松政室長）

みどりまちづくり部まちづくり政策室

松政でございます。よろしく申し上げます。

もう一度確認なんですが、先ほどからの説明でマンションの敷地の中で2メートル、セミパブリックな空間をとりますと、それが地区計画でいいセットバックが0.5メートルと1.5メートル、2つありまして足して2メートルになりこの部分をマンションで確保する2メートルの空間を示している。

●杉立委員

セットバックした最終形が2メートルということですか。

●市（まちづくり政策室 松政室長）

そういうことです。

●木多会長職務代理

他いかがでしょうか。杉立委員お願いします。

●杉立委員

資料の3の18ページの下のスライドなんですけれども配置、形態、意匠という部分で4点ほど記載されております。その中で一番最後4のところで「金属やガラスなど光沢や反射光のある素材の使用は最小限にとどめるように努める」という文章がございまして。そういうことからするとプロムナード沿いにガラスの箱のような建築物は拒絶するというご主旨ですか。もしそうだとしたらそう考えた理由をご説明いただきたいと思います。

●木多会長職務代理

お願いします。

●市（まちづくり政策室 松政室長）

ここで言っています「金属やガラスなど光沢や反射光のある素材の使用は最小限にとどめるように努める」ということは地区全体で考えています。努めるというのは努力規定でございまして、金属やガラスを使ってはならないという意味ではなくて、ここの目的は反射光、光沢という所でそういうものを減らしてほしいという意味合いで書いていますので、金属やガラス以外のもので、工夫によって、素材の使用を最小限に抑えることによっ

て、反射光が抑えられればそれでいいということで考えていまして、例えば、セットバック2メートルの部分1階の賑わいの部分そういう所に使ってはならないという意味合いで書いているわけではありません。

●杉立委員

全体のプロムナード沿いの空間イメージに行き着くんだとは思いますが、プロムナードを魅力的なものにするという手法は、必ずしも自然素材的な反射光の少ないものだけで成り立つものではないのではなかろうかと。例えば小ぶりだけれども建物全体が透過性のあるガラスで作られているような建物がばかっとはまり込むことによってその通り自体がすごく魅力的なものになる可能性だって現実には色んなまちの中にもありますので、あると思うんですね、それをここで制限としてかけてしまうといったあたりがいかがなものかなと思います。

●市（まちづくり政策室 松政室長）

このスライドの上では行為の制限ということで規制みたいにかいていまして、努めると書いてあるというようにしてはならないという意味ではなくて、よりよいものをつくるためにこういったことに注意してくださいというニュアンスで書いています。繰り返しになりますがこれは区域全体0.5ヘクタールを見越してこういう所を気をつけましょうということを書いておいて、プロムナードは別の視点があるかもしれないので、そういう場合は努める程度にして何か他の手法を考えると、具体的に言いますと景観では月に一度まちなみづくり相談ということで学識経験者3人をアドバイザーとして相談する機会をもっています。第三者的に見てもらってプロムナードをどうやっていったらいいかと含めて相談してよりよいものにしていきますので、ここは制限とは書いてはいますが使ってはならないという厳しいものでないかとご理解願いたいと思います。

●木多会長職務代理

杉立委員よろしいでしょうか。

●杉立委員

そういう話であれば書くことはないんじゃないかと私は思います。やはり強い意向で、ガラスの箱の建築は認めないと私は読み取れます。ここに書かれているというのは設計する側にとってはものすごいプレッシャーになってしまって、大げんかしてでも建てたいという気力がなくて立ち向かっていけないんじゃないかと思っていますので、4番目の項目を記載されることには疑問がございます。

●市（まちづくり政策室 松政室長）

景観のルールは地区計画と違って、地区計画はある意味ゼロ百の世界だと思うんです。建てていい、建ててはいけないという世界なんです。景観はどちらかというとファジーな部分が多いものだと思います。努めるといふ文言をくみ取っていただいて事業者と市、あるいはまちなみづくり相談での第三者も入ってもらってよりよいものをつくっていくというのがこれまで景観の協議でつくってきた景観まちづくりの進め方ですのでここについてもこれまで同様に進めていきたいと考えていきます。以上です。

●木多会長職務代理

よろしいでしょうか。他ご意見ございませんでしょうか。それでは案件2の採決に入りたいと思います。「北部大阪都市計画桜井駅前地区地区計画の決定について」、付議案件が妥当と判断し、原案どおり議決いたしてよろしいでしょうか。（異議なしの声あり）

ご異議がないようでございますので、本審議会に付議されました「北部大阪都市計画桜井駅前地区地区計画の決定について」は、原案どおり議決されたものといたします。ありがとうございます。

続きまして案件3についてお諮りします。

「箕面市景観計画の変更について」、諮問原案が妥当と判断し、これを答申の基

本的な内容とすることにより、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようでございますので、本審議会といたしましては諮問原案を妥当とする内容の答申とすることとします。ありがとうございます。

以上をもって案件の審議は終了いたしました。本日は「その他」といたしまして市より報告がございます。2件あるということですので、まず1件目からお願いします。

●市(みどりまちづくり部まちづくり政策室 上岡)

<高度地区の特例の許可基準の見直しについて説明>

●木多会長職務代理

その他の報告ということでご説明いただきましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。杉立委員をお願いします。

●杉立委員

住宅整備基準のただし書きの項目、住宅ですから用途目的が限定という用途は住宅でしかないんじゃないかと思うんですが、だから目的が限定されるというように理解できるのかなど。一例としてサービス付き高齢者住宅を提示されましたけれども、他に何かイメージされているものがございますでしょうか。

●市(まちづくり政策室 松政室長)

今のところサービス付き高齢者住宅をイメージしております。

●木多会長職務代理

他いかがでしょうか。神田委員をお願いします。

●神田委員

市としてはサービス付き高齢者住宅を呼び込むという立場で見直そうとしてるわけですか。

●市(まちづくり政策室 松政室長)

呼び込むというところまで考えているわけではなく、あくまで高度地区の特例許可基準として時代に即した見直しということと考えております。

●木多会長職務代理

内海委員をお願いします。

●内海委員

サービス付き高齢者住宅のことでいたんですが、福祉部門と協議して要請があったとかそういうことが経過としてあるんですか。

●市(まちづくり政策室 松政室長)

具体的に福祉部門から要請があったということはございません。

●市(地域創造部兼みどりまちづくり部 広瀬部長)

地域創造部とみどりまちづくり部を兼務しています広瀬と申します。よろしくをお願いします。

基本として75平方メートルは保ちつつ、サービス付き高齢者住宅もそうなんですけれども、今のイメージはそれやということでご答弁しているんですけれども、やはりこれから人数減ってきますよね、高齢化してきてね、そういう中で一律に75平方メートルというのはいかなのちやうのかなというのはもともと問題意識としてありまして、今回見直した方がいいんじゃないかということで提案させていただいているということなので、どこから要請があったからとかいうことではないんですが、かつ、今までの考え方をがらっと変えるというつもりはないんですが、相談来られたときにですね画一的に75平方メートルをつくってもらわないといけませんと日々窓口で対応する中でちょっと実態に合わないなということがでてきましたのでこの際見直しをさせていただきたいと、内容についてはこれから福祉部門なんかの意見も聞いたりしながら精査をしていきたいと思っておりますけれども、主旨としては今までとがらっと変えるんでじゃなくてちょっと幅を持たせたいということですのでよろしくをお願いします。

●木多会長職務代理

他よろしいでしょうか。はい、杉立委員。

●杉立委員

今回の特例許可というのは要するに建ぺい率減らして高さを認めようということですよ。その対象となる住宅がサービス付き高齢者住宅ということになりますと、サービス付き高齢者住宅というのは全国でつくられてきているんですがほとんど平屋や2階建てが多いんです。高くても3階建てですね。ごくまれに5階建て6階建ての案件がでていう状況です。そういうことからいうとサービス付き高齢者住宅のために、ペンシル型のサービス付き高齢者住宅をイメージするというのは実情にそぐわないんじゃないかという感じがします。そういうことからいうとサービス付き高齢者住宅に限定するのではなくて、箕面市の施策としてファミリー住宅ではないパターンについてもある条件付きで認めるという道を開いた方が施策の実態としては適正ではないかという気がします。

●市（まちづくり政策室 松政室長）

部長の答弁にもありましたとおり75平方メートルの一律がどうかということから出発していますので、ご指摘も含めて検討を深めたいと思います。

●木多会長職務代理

はい、神田委員お願いします。

●神田委員

この件に関して今後都計審との関係はどういうふうになるのでしょうか。ここで協議して最終結論出すのか、ここは別に勝手に動いていくというのかその辺はどうなんですか。

●市（まちづくり政策室 松政室長）

説明にもありましたが、この基準自体は事務方が許可する際の基準の一つということになりますので都市計画そのものではございませんので、都市計画案件として付議するということはありません。ただ都市計画に関連しているということで今回は報告させていただきましたので、本日意見もありましたので整理した上で決まった段階でこうなりましたという報

告をさせていただくことはできるかなと考えております。以上です。

●神田委員

そうであれば意見を言っておきたいんですが、75平方メートルを何が何でもということ要望するつもりはありませんが、そういう点では実態に即してフレキシブルに考えていけばいいと思うんですが、サービス付き高齢者住宅を呼び込むような形をとるのはやめていただきたいと思いますので、それだけは意見として申し述べておきたいと思います。

●木多会長職務代理

はい、内海委員お願いします。

●内海委員

関連でやはり75平方メートルというのはかなり広いですからこれにこだわらないというのはあるんですけど、都計審では対象にならないということですが、こういう内容について議会なんかにもしっかりと議論したいと思うんですね。それと神田委員からもあったようにサービス付き高齢者住宅を呼び込むようになるとかどうか福祉も絡みますし、まちづくりの中でも大事な要素にもなってきましたので、唐突に出てきて「はい」これだけのこのといわれても困るし、やっぱりしっかりですね議会等でも議論できるような、その上で皆さんがおっしゃっていることがいいのかどうかの判断をしていくべきではないかということでございますので、その辺も含めて検討しっかりもう一度していただきたいと私は思います。

●木多会長職務代理

よろしいでしょうか。はい、高橋委員お願いします。

●高橋委員

この住宅整備基準というのが、特例許可の基準だということですが、これは公開されるんですよ。許可基準として運用されていくと。その主旨は非常によくわかったんですが、75平方メートル以上というのは非常に明確な基準ですので、

許可をする際にも非常に裁量の余地も少ないわかりやすい基準と思うんですけども、今回の新しい見直しの「ただし、用途の云々かんぬん」ということで書かれた場合にですね、不明確になりますね。例として出されたサービス付き高齢者住宅というのがありますがサービス付き高齢者住宅は確かにほとんどが2階建て、3階建てなんでしょうけれども、これが第1種低層住居専用地域のようなところに建てられた場合には、多くのケース、箕面市がどうかは知りませんが全国的にいうとたいていの場合は何らかの紛争が起こっているんですね。そういう場合にですね新たな住宅整備基準ただし書きはほとんど紛争解決の基準になっていないと思うんですね、何が許可されるのか全然明確でない。そのあたりもう少し考えていただけた方が基準として明確に、要するに紛争を予防するというのも考えたような基準にさせていただいた方がよいのではないのかなと、ちょっとそのことだけです。

●木多会長職務代理

ご答弁の方はいかがですか。

●市（まちづくり政策室 松政室長）

参考のために申しますと、第1種低層住居専用地域というのは用途地域で10メートルの高さが決まっております、高度地区の特例許可が使えないところにはなりますので、対象外になるのかなと思いますが、それ以外の12メートル、16メートルという所ではご指摘のとおり対象となってきますので、今は75平方メートルと非常に明確な基準で窓口で話しやすい基準になっていまして、それが今回のような書き方ですとご指摘のようなことが起こりますので、今後の検討とさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

●木多会長職務代理

杉立委員お願いします。

●杉立委員

補足的なんです、サービス付き高齢

者住宅を認めるということは共用部分を入れても25平方メートル、共用部分を外すと専用部分で18平方メートル、これをクリアすればOKです。そういう明確な数値基準はできます。サービス付き高齢者住宅を認めるということになれば、以上です。

●木多会長職務代理

他よろしいでしょうか。弘本委員どうぞ。

●弘本委員

建築審査会で意見を聴いた上で市長が認めるという形になってますよね。これまではおそらく建築審査会はおそらく案件について追認する近いような状況であろうかと想像したりするんですけども、例えば京都市はかなり建築審査会がかなり激しい議論をして緩和措置について考えていくということをしているんですよ。今後このように様々な基準の変更とか緩和とかされていくことになると、建築審査会という役割というのでも重要なものになってくるのかなという気がしているんですけども、今現行で建築審査会委員のかたがたの認識というのはどんなものなのか、何かご意見などが出てきているのかどうか、動きがあれば教えていただきたいと思えます。

●市（まちづくり政策室 松政室長）

今のところまだたたき台ですので建築審査会の委員のかたがたにはまだ説明しておりません。補足でいいますとこの高度地区の特例許可は建築審査会の意見を聴いているんですが、1回でさあどうぞという形ではなくて、2回意見を聞くようにしています。1回目で建築概要を示して特例許可を考えているんですけどどうかということ意見をいただいております。その意見を踏まえて対応した上で最後に諮問という形でしていただきますので、追認型ではしていないつもりでやっておりますのでその点だけご理解いただきたいと思えます。

●木多会長職務代理

内海委員お願いします。

●内海委員

くどいようですが、今後のスケジュールというところで「本日都市計画審議会で説明させていただいた後、必要に応じて整理を行い意思決定します」とこれは都市計画審議会の案件ではないですよということですが、意思決定しますということですので何か唐突におりてきてすぐにこれでやっていきますよというようにとれるんです。だから私たち議会は少なくとも市民の皆さんの代表させていただいているので、議会等にも説明いただいて、全部理解を得た上でやるんだったらいいけども、なんかこの場で説明受けた後すぐに意思決定すると受け取ってしまいますよ、そういうことのないようにいっぺん少なくとも議会のみんなには説明した上でですね、どうすべきかということ踏まえていただかないとですね、今日の時点ですっと了解しないと、いうことになりませんよ。そこの確認だけしておいてください。

●市（地域創造部長兼みどりまちづくり部 広瀬部長）

はい、ありがとうございます。何らかの形で市議会の議員の皆様がたにはご説明させていただいて、意見をお聴きする機会をつくりたいと思いますのでよろしくお願いします。

●木多会長職務代理

今日の色々な意見を踏まえてまたご検討いただきますようお願いいたします。では、もう一つの報告について説明をお願いいたします。

●市（みどりまちづくり部まちづくり政策室 上岡）

<国文都市4号線の都市計画変更について説明>

●木多会長職務代理

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。杉立委員お願いします。

●杉立委員

資料2枚目の右側、一部道路線形を見直すというところで図面がついてますけれども、皿池公園の所の交差点で南側から来る結構抜けやすい道なんですけれどもそれと交差点がバッチになっているんですけれども、これは交差点の構造としては非常によろしくない形ではないかと思えますがいかがでしょうか。

●市（まちづくり政策室 松政室長）

図面において赤から青に道路の線形がずれますので、交差点形状について警察と協議しにしています。結果としてこれで警察との計画段階での事前の協議は完了しているということですので、今回事前の情報提供ということで都計審にお示ししております。

●杉立委員

こういうふうにならざるを得なかった理由は何でしょうか。決して好ましい形状ではないと思うんですよね。

●市（まちづくり政策室 松政室長）

まずは幅員が16メートルから9.5メートルの片側歩道に変更しようとして9.5メートルにしたときに山麓線との交差点に実は建物がかかっているんです。16メートルの時はその補償物件にあたっていたんですが、9.5メートルと当初より6.5メートル減りますんで、線形をずらすと補償物件にあたらなくできるということで今回この案をお示ししたということでございます。

●木多会長職務代理

他に意見等ございませんでしょうか。ないようですので、それでは、これで本日の日程を終えたいと思います。

委員の皆様がたにおかれましては、ご多忙のところ長時間にわたり、慎重に熱心にご審議を賜りましてありがとうございます。

これにて、平成27年度第5回箕面市都市計画審議会を閉会いたします。